

子育て世帯に支援金を支給します

対象 4月30日時点で釜石市に住所を有し、18歳（障がい児の場合20歳未満）までの児童を養育している父母等

区分	支給額（児童1人当たり）
① 5月分の児童手当支給対象児童（特例給付*対象児童を除く）	3万円 （県が実施する支援金1万5千円を含む）
② ①以外の児童	1万5千円

*所得が一定基準額以上で、児童1人につき月額5千円が支給される人
③令和4年5月以降に生まれた児童は、児童手当認定後にお知らせします



申請
手続き

○申請が不要な人

5月分の児童手当受給者（公務員を除く）⇒9月上旬振込予定

○申請が必要な人

- ・5月分の児童手当（特例給付）受給者のうち、公務員
- ・高校生のみを養育する保護者

※申請が必要な人には、申請案内の文書を送付しますので、内容を確認し、申請してください

※単身赴任などにより、保護者のみが釜石市にお住まいの場合は申請案内の文書が届きません。該当する人は、市子ども課までお問い合わせください

問い合わせ 市子ども課 子ども福祉係 ☎22-5121

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。制度の活用には請求書の提出が必要です。

対象 ■老齢基礎年金を受給している65歳以上の人（次の要件をすべて満たしている必要があります）

- ・世帯全員の市町村民税が非課税
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得額が約472万円以下の人

請求
手続き

①新たに対象となる人

対象者には、日本年金機構からお知らせを送付します。同封の請求書に記入し提出してください

②年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて、次の場所で手続きしてください
（手続き可能な場所）宮古年金事務所、市市民課 国保年金係



厚生労働省「年金生活者支援給付金制度」のページ

問い合わせ 日本年金機構 給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092（ナビダイヤル）

敬老会を開催します



対象者には、民生委員を通して案内状をお届けしています。案内状が届かない人は、ご連絡ください。

日時 9月17日(土) 10時30分～11時30分

場所 釜石市民ホール TETTO

対象 77歳（喜寿）・88歳（米寿）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため規模を縮小し開催します。荒天や感染状況により中止になる場合があります

敬老祝金対象者には9月初旬に口座振込依頼書を郵送しますので、忘れずに申請してください

●敬老祝金対象者 88歳米寿（昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生まれの人）

※9月1日現在、市内に1年以上住所がある人が対象です

問い合わせ 市高齢介護福祉課 高齢介護係 ☎22-0178

釜石での結婚新生活を支援します



結婚新生活補助金

対象

- 次のすべての要件を満たす人
 - ・令和4年1月1日～令和5年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
 - ・夫婦ともに婚姻日時点で満39歳以下
 - ・夫婦の所得の合計が400万円未満（目安：年収約540万円未満）
 - ・ライフプランセミナーを受講
- 令和3年度にこの補助金を受給し、受給額が補助金上限額に達しなかった夫婦

補助対象
経費

- ・新居の購入や家賃などの住宅の賃貸の費用
- ・修繕、増築、改築、設備更新などのリフォーム費用
- ・引越業者を利用した費用

※(2)の夫婦は、令和3年度に補助対象費用としたものやリフォーム費用は除く

補助金額

- 夫婦の場合

婚姻日に夫婦どちらも満29歳以下	上限60万円
婚姻日に夫婦どちらも満39歳以下	上限30万円
- 夫婦の場合

(1)の上限額から令和3年度の受給額を差し引いた額を上限



問い合わせ 市オープンシティ推進室 ☎27-8463

ライフプランセミナーを開催します

県は、これから夫婦として新生活をスタートさせる皆さんに、結婚、妊娠・出産、子育てと仕事の両立など、将来のライフプランを考えるセミナーを開催します。

配信日時 9月17日(土)～25日(日) ※今年度はすべてオンラインでの実施

アンケート締切日 9月26日(月)

講師 日本FP協会岩手支部 大久保 名美さん

※申し込みなどの詳細は、セミナー事務局のホームページをご覧ください



申し込み・問い合わせ いきいき岩手結婚サポートセンターライフプランセミナー事務局 ☎019-625-7530

コミュニティ助成事業を募集しています

コミュニティ助成事業は、宝くじの収入を財源に、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るために、（一財）自治総合センターが実施しています。地域が自主的に行うコミュニティ活動に必要な備品や施設の整備、地域の防災活動に直接必要な設備などに対して助成されます。

対象 自治会や町内会、自主防災組織などの団体が実施する事業（令和5年4月1日以降に実施し、令和6年3月31日までに支払いを含めて完了する事業に限ります）

助成事業内容 事業内容によって、助成金額が異なります。詳細は、市のホームページをご覧ください。



申請期限 9月22日(木)

申し込み・問い合わせ 市総合政策課 企画調整係 ☎27-8413